

五監公告第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月16日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

生涯学習課

3. 監査の期間

令和8年3月2日～令和8年3月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>五泉市陶芸施設条例別表において、陶芸窯使用料は陶芸窯のプロパンガスの使用量に応じた料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものと規定しているが、1円単位までの使用料を利用者に請求している状況が見られる。</p> <p>誤請求した使用料について直ちに返金するとともに、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>五泉市陶芸施設条例別表の算定方法を課員に周知し、条例及び規則の条文について再確認を行いました。また、算定誤りのあった申請者へ直ちに謝罪を行い、誤請求していた金額を返還いたしました。今後はこのようなことがないように複数人による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>